

奈良教育大学卒業論文規則

平成16年4月1日

制 定

改正 平成18年3月20日規則第32号

改正 平成20年7月24日規則第66号

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則(平成16年奈良教育大学規則第1号)第70条第2項の規定に基づく卒業論文については、この規則に定めるところによる。

(指導教員)

第2条 学生は、3回生後期の12月20日までに、専任教員の中から卒業論文の指導教員を選び、教務課へ届け出なければならない。

(卒業論文の題目)

第3条 学生は、4回生前期の4月30日までに卒業論文の題目を教務課へ届け出なければならない。

2 卒業論文は、専修に関するものとし、題目については、指導教員の承認を得て決定しなければならない。

(卒業論文の代替)

第4条 音楽、美術、技術、書道等実技をともなう分野にあっては、演奏、制作等をもって卒業論文にかえることができる。ただし、この場合には別に副論文を提出するものとする。

(共同制作の禁止)

第5条 卒業論文の共同制作は認められない。前条の副論文についてもまた同様とする。

(提出期限)

第6条 卒業論文の提出期限は、卒業予定年度の1月20日午後5時までとする。ただし、この日が土曜日又は日曜日であるときは、その直後の月曜日の午後5時までとする。

2 中間卒業を希望する残留者の卒業論文提出期限は、8月20日午後5時までとする。前項ただし書は、この項に準用する。

(卒業論文の評価)

第7条 卒業論文の評価は、指導教員が関係教員と合議のうえ行う。

2 卒業論文の審査には、口頭試問をあわせ加えることがある。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第32号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、平成18年度入学者から適用し、平成17年度までの入学者につい

ては、なお、従前の規定を適用する。

附 則（平成 2 0 年規則第 6 6 号）

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。